

会 議 録 目 次

平成 2 3 年第 1 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 3 年 1 月 2 1 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	第 1 号議案 町道の路線の認定について……………	3
日程第 4	第 2 号議案 海田町立青少年センター条例を廃止する条例の制定につ いて……………	8
日程第 5	第 3 号議案 平成22年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）……………	1 2
	（閉 会）……………	1 8

平成23年第1回海田町議会臨時会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年1月21日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 1月21日（金）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
建 設 課	長	久保田 誠 司
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多幾山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生涯学習課	長	青 木 義 和

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第1号議案 町道の路線の認定について

日程第4 第2号議案 海田町立青少年センター条例を廃止する条例の制定について

日程第5 第3号議案 平成22年度海田町一般会計補正予算（第6号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成23年第1回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第5に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より8番、西田議員、9番、渡辺議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第1号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、道路認定1件、条例の廃止1件、補正予算1件を提出させていただきますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

それでは、第1号議案、町道の路線の認定について。新設工事が完了した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）第1号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。資料1の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。

この道路は、本町が整備した道路を道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。今回の路線は、町道293号線でございます。起点は海田町三迫二丁目3543番19地先、終点は海田町東一丁目3700番3地先でございます。

1ページの認定区間図をお開きください。赤色で示した区間が今回議決をお願いする区間でございます。

次に、道路認定の内容についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。道路の延長は218メートル、幅員は6メートルから6メートル30でございます。

3ページをお願いいたします。認定道路は、幅員6メートルから6メートル30センチの1車線道路でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、ちょっと聞きますが、今この約218メートルということですが、約半分ぐらいのところまで既に供用開始しておったと思うんですが、これのいわゆる延長といいますか、今のこのたびの293号線の図面、説明書で言う下の部分、斜めに入っておる線が以前はそこに抜けておったと思うんですよね。説明がいいか悪いかはちょっとあれですが。そうすると、町道の号数として、これの扱いはどうなるのか。今まで供用しておったものとの路線変更が出てくるんじゃないかというのが1つ。それで、その斜めに、説明書の下を向いていくやつがどういう扱いになっていくのかという。とりあえず2点ほど。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、今回は前回整備したところがまだ路線認定をしておりませんでしたので、293号線の起点を町道6号線側に持っていきまして、起点の変更を伴っております。したがって、議会の議決が必要になりますので、293号線として新たに路線を認定しておるという形になっております。

○議長（久留島）もう1件ありましたね。建設課長。

○建設課長（久保田）でき上がったところについては、従来から使っておりました。

○議長（久留島）前田議員、もう一度お願いします。

○14番（前田）ちょっと私の言い方が悪いのかどうか知りませんが、今回218メートル認定すると。こういうことで、その中のほぼ真ん中の100メートルぐらいのところから恐らく新道になっていくんだろうと思うんですが、さらにその真ん中の方、50メートルぐらいのところから、この説明書で言うところを下を向いて斜めに行っておる、いわゆる従来の道路、個人的に言うてもええんか知らんが、三浦さんのところへ向いて出る道路、これの扱いは過去どうであったのかというわけ。これが293のあれになっておったのか、これは町道認定があるのか、ないのかということで、これの扱いがどうなるのかということだね。だから、これを、もし町道で別に終点でどこかに入っておったのなら、その下の方で言うたら129号線になるのかな。これの延長でここに抜けておったんであるとすれば、これの廃止とか、供用をどういうふうにするのか、その説明がない。293というのはいわゆる東の地内だけで終わっておったのかどうかという、こういうことなわけよね。東の地内から、逆に言えば、出発点が変わって、三迫の何ぼやら忘れたけれども、いわゆるバスの終点のところから出発するわけだよね。だから、その斜めの部分がどういう扱いになるのかということ。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）大変失礼いたしました。斜めのところ、ご指摘のところは129号線からずっと町道6号線に向いておるところのことだと思われていますが、これについては今回293号線とここのところは重複するという形になります。

（発言する者あり）

○建設課長（久保田）はい、そうです。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今回の海田町三迫二丁目からの認定、293号線になりましたけれども、今進んでおりますバイパス6号の起点と差異が出てきて、交差点になっていないんですけれども、これは交差点に設計されなかった理由は何かございますでしょうか。将来あそこは交差点にしていた方が住民の皆様の危険性がないと思われますけれども、もうこの図面でいけば交差点とならない起点となっていますけれども、こういう設計にならざるを得なかった理由が何かあるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）大きな理由は、土地の地形上の問題が大きな問題でございます。6

号バイパスを今の293号線に合わせて道路を設計するということになれば、ちょうど6号バイパスのところの高低差が、ずっとそこから川の方に向かって上に行く道が高低差がありますので、どうしてもその形状が不整形な形にならざるを得ないと。高低差がありますので、293と6号線のバイパスのところの高低差が非常にあるということで、町道6号線バイパスは今のところで交差点の位置を計画させていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。崎本議員。

○12番（崎本）この前の工事の分でも聞きましたが、あそこに、図面で言うたら皆さんわかっていないかと思うんですが、農道があるんですが、この農道に沿ってやられていないのは、この前の理由では、町道6号線に直角にせにやいけんという理由でやられたんだと思いますが、それはそれとして、この残った農道は将来的にどういうふうにされるか、詳しくお願いいたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）残ったところの農道の扱いについては、現在、特にこれを廃止するとかそういった予定は今のところはございません。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）いや、それがね、今のところはないと言われるんですが、今さら言うてもしょうがないんですが、どうにかしてもらわなかったら、上からおられよる人が、崎本さん、行く行くはあれはどうなるんか、おかしなことよのうというて聞かれるけん、今、土のうがばたばたとついてあるんですが、やっぱり民民なら民民、きちっと境をされて何とかけじめをつけんかったら、あれは将来的にどうなるんかというてみんなが不安に思っておられるから、今は考えておりませんというような答弁じゃなしに、将来はどういうふうにするかということをはっきり答えてもらわなかったら、私らが住民の人に説明のしようがないから、そこらのけじめをつけて、もうちょっと理解ができるような説明はできんのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）残地の取り扱いも含めてのことになろうかと思いますが、そちらについては、道路をつくる以前から、隣地の人に購入していただければということで、町が中に入っておりましたが、現在もまだそれは調っておりませんが、またできれば、こういった不整形な残地が残っておりますので、それを解消できるように町の方もいろいろ検討していきたいというぐあいに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今の続きだけれども、こういうのを買収するときね、町長、これを見られてもわかると思うんじやが、はっきり、供用はもう意味がないわけだから、供用を廃止して払い下げというんかね、それで、買収のときにその分を差っ引きでプラスマイナスするぐらいの計画性があってもいいんじゃないかという気がするんですがね。今後もこういうことでいろんなそういう問題が出てくると思うんですよ。だから、そういうときに、必要のない道路を残して、これはある程度時間がたつと、いつの間にか取り込まれてそのまま自然消滅みたいな形になろうと思うんですよ、恐らく。ですから、そこらもどういう考えを持たれるか。今言うように、そういうときに、供用を廃止して、これはもう里道としての意味はないわけですから、買収の部分で幾らか減額するとかして、換地よね。そこらの2点ほどの考え方はどうなのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今言われたように、この里道を、当初いろいろ私の方も考えたんですが、廃止ということじゃなくて恐らくつけかえという形になろうかと思います。つけかえるということになれば、工事をする前に里道のつけかえということが発生してきます。そうなってくると、用地買収する方のところ、今の道路部分に里道をつけかえるということになるので、どうしても用地買収……。

（発言する者あり）

○建設課長（久保田）そういうことになると、相手方との用地交渉もなかなかうまくいかなかったということもありますので、今後はそういった状況も見ながら、どういった方法があるかというのはいろいろ検討して、最善の策をとっていきたいというぐあいに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第2号議案、海田町立青少年センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、海田町立青少年センター条例を廃止する条例の制定について。
海田町立青少年センターの用途を廃止するため、条例の廃止を行うものでございます。
内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）それでは、第2号議案、海田町立青少年センター条例を廃止する条例の制定についてご説明させていただきます。議案書の2ページをご覧ください。青少年センターは、図書館との複合施設として昭和60年に開館した当初から、図書館長は青少年センター所長を併任し、管理・運営してきました。そのため、青少年センターを使つての事業としては、主として剣道、空手、卓球等、青少年スポーツ団体への無料貸し館と、それから絵本の読み聞かせ会等、図書館の附属施設的活用を行ってまいりました。今、海田町ではまちづくりの方向性として、子育てしやすいまちづくりを標榜し、実現のために町を挙げて各種施策を展開しております。そして、教育行政として、この実現のためには、幼児・児童の心の健全な育成を図る環境をより一層提供することが重要となっています。このようなことから、成長過程である乳幼児からの読書活動を推進し、親子の温かい触れ合いや、充実した幼児・児童の情操を養う場として有効活用を図るために、用途を廃止し、条例を廃止して、図書館の一部として運用するものでございます。

なお、改修の財源としては、国が進める地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用します。施行日は平成23年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。図書館に併設されていまして青少年センターですから、乳幼児の図書館を増設するということは賛成なんですけれども、しかし、今、子育てしやすいまちづくりというのも海田町の目玉ではありますけれども、今から青少年を育て

るのに、そこは唯一というぐらいの建物であったものをなくするということは、今後それに代わるものの計画があつての今回の条例廃止なのか、それは計画なくして、ただ子育てしやすいまちづくりのための今回の施策なのかをお聞かせください。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）現在ここで活動しておられるスポーツ関係につきましては、スポーツ少年団等への移行を含めて検討していただきました。公民館、学校での活動を継続していただけるということですので、そのような形で対応させていただこうと思っております。それから、文化的な活動である、図書館で今4団体活動しておられるんですが、これは継続して、学習情報室等を使用して活動していただくというふうな形になっております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、時代の流れ、青少年育成に対しての力を入れていかないと、いじめ、不登校云々という、未来に託す青少年のための育成に力を入れていこうというときに、そこを現在使っている団体はほかのところをしていただいて、その人たちに聞いたからいいという問題じゃなくて、今までも青少年センターの使い道については、もっと使い方があってはないかという、拡大したらどうかという意見もあったと思うんです。それを何の対案もなくして子どものコーナーにするというのであれば、私はちょっと問題があると判断せざるを得ないんですけれども、その点、町長、もっと青少年に対する施策展開のためには何か今から考えていかれるお考えがあるかどうか、それを実現に向けて計画を立てられるかどうか、お聞かせください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいますとおり、青少年に対する施策というのも必要だと思っておりますが、当面は既存の施設を活用した形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。同じような質疑になろうかと思うんですが、答弁を聞いておりますと、別のところに対応されるという答弁が今ありましたが、海田町の青少年条例、これを私は調べてみますと、25歳未満の方で海田町の青少年を育成させる、こういう目的で青少年センターが設置されておるわけです。25歳未満の方が今一番大事な時期だろうというように思うんです。しかも、就職率が70何%とかいうのが、高校や大

学もあわせてですね、広島県はそういう形になっておりますが、青少年の目的を達成するために、条例の中には6つ掲げております。その中の2つは、青少年の育成・指導に関すること、あるいは、2つ目には青少年のための研修・講習会及び講演に関すること等々、6つ掲げてあるんですが、今、町内の中で就職についていない人、これらが非常に、人数は把握しておりませんが、かなりの人数、私が知っておる中でも三、四人おりますので、これらも含めてその対応、私は十分このセンターの条例の中で活かすべきだということに思うんですが、これを即廃止するということについて、これに代わるもの、先ほどあったけれども、どうされるのか。

それからもう一つは、これまでの青少年センターでの利用度ですね。私は昨日、現地へ行ってみましたけれども、事務所は閉鎖されておるわけですね。閉鎖というか、閉め切っておるんですね。倉庫代わりにされておりましたし、そういうので、もっと早く対応すべきだったなというような感じを受けておるんです。そういうことで、これまでの利用度、昭和60年からずっとたって、当時あそこは瀬沢さんが瀬沢文庫をつくられたりして力を入れられたところなんですけれども、それから今日まで利用度はどういう、稼働率というのか、利用度というんですか、これは実態はどうなっていたのか。

それから、3つ目、廃止することで困ること、これはいろいろ理由をつくりゃいっぱいあるわけですが、実際町として困ること、だからこうするんだと。さっき言うた青少年センターの目的ですね、これがあるわけですが、これを廃止することによって困ること。

ですから、1番目は、青少年センターに代わるもの、これをどう考えるか、2つ目には、これまでの利用度、3つ目には、廃止することによって困ること、この3つをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と3点目は私から答弁させていただきます。

先ほども西山議員に答弁いたしましたとおり、青少年育成につきましては、他の既存の施設を活用することで従来以上に進めてまいりたいと思っております。

3点目につきましては、他の既存施設を活用することによって困る点はないというふうに判断しております。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）利用度につきましては、年間の利用度で5年前ぐらいから約5,000

人から7,000人の間で推移しております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）条例を廃止することは、これは目的からもう廃止するということになるわけですね。それに代わるものを具体的に示さんかったら、せっかく今までつくって、施設のそういうやり方をして、町民にそのことを訴えながらやってきたわけですね。だけれども、分散してしまう、このことによって青少年に対する位置づけが低下する、このように考えざるを得んのですけれども、この問題についてはどのように考えるのか。青少年のための、ここにあるのは生活相談に関すること、あるいはスポーツやレクリエーション、このスポーツやレクリエーションの方が先行してしまっていて、実際は生活に関することであるとか、あるいは育成・指導に関することの位置づけが低下してしまうというおそれがあるのではないかとこのように考えるんですが、その点はどうなのか。

それから、廃止することで困ること、まあそれは困ることとは言わんでしょうね。廃止をしようとするんですから。しかし、我々の方から見たら、この条例を廃止することによってほかの弊害が出てくる、このことが考えられるわけですね。具体的には、先ほどから言うように、未就職ですね、これらの対応を、この条例から見ると25歳未満ですから24歳までの方のそういう位置づけが、将来かかっておるわけですから、ここら辺を使ってもっと施策ができるのではないかなという。この廃止することによってそれが弱体化というんですか、そういうことになるのではないかなという。

それから、利用度について、5年間で5,000人という……。1年間なのかな。そこら辺がようわからんので。これだけの人数が利用される。具体的には、先ほどありましたが、スポーツ活動とかレクリエーションとかいう、そういう体力増進というような位置づけ、あるいは趣味の段階、これらのそういう活動の記録の数値なのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これまた1点目と2点目のご答弁をいたしますが、今回の条例廃止はあくまでも箱物としての青少年センターの用途を廃止するというものでございまして、そのもともとの精神でございまして青少年育成について後退させるということは全く考えておりません。既存の施設等を使って、ソフト事業につきましてはさらなる充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）主にはスポーツ活動でございしますが、読み聞かせ等の活動もあわ

せておりますので、その読み聞かせ等で参加していただいた親子の数、それらも入っております。先ほども申し上げましたように、この読み聞かせ等の活動につきましては学習情報室等、それから、新しく整備ができれば、そこで活動ができるものと考えております。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第3号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第6号）。平成22年度海田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の経済対策に伴い、図書館幼児児童コーナー新設事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）第3号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。このたびの補正予算は、12月定例議会において追加提案しました補正予算（第5号）において説明いたしました、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に係る、住民生活に光をそそぐ交付金の詳細が明らかになったことにより、関係事業費を補正するものでございます。まず、お手元にお配りしております資料2の平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。教育費の社会教育費の図書館費の図書館幼児児童コーナー新設事業につきましては、関係事業費1,204万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫補助金の総務費補助金の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、事業費全額に対する補助要望を行っておりますが、このたびの補正予算におきましては、1 次配分として内示がありました515万1,000円を増額するものでございます。次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため689万1,000円増額するものでございますが、光をそそぐ交付金の2 次配分として追加交付があった場合は財源振り替えをする予定でございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第3 号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,204万2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億297万2,000円とするものでございます。次に、議案3 ページの第2 表繰越明許費補正についてご説明いたします。教育費の社会教育費の図書館幼児児童コーナー新設事業につきましては、工事の完了が翌年度に繰り越しとなるため、関係事業費930万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第6 号）の説明を終わります。

それでは、引き続き、事業概要について担当者から説明いたします。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）では、資料3 をご覧いただければと思います。資料3、平成22年度工事箇所図なんですが、海田町立図書館幼児児童コーナー新設工事です。海田町立図書館の中に、廃止した青少年センター部分に図書館幼児児童コーナーを新設いたします。配置図のような形になっております。子どもシアター、親子読書スペース、子ども遊びスペースを設ける予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○1 1 番（西山）11番、西山です。まず1 点、子どもシアターの概要。2 点目、既存の児童コーナーがちゃんと設置されておりますけれども、そこはどうされるのか。3 点目、この図面では今回、児童コーナーのところに書棚がどこに設置という図面がございませんけれども、まずこの3 点をお伺いします。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）それでは、まず1 点目、配置の中の子どもシアター。映像、紙芝

居、ペープサート、これは紙人形のことなんですが、それから、人形劇等ができるスペースを予定しております。

続きまして2番目、今の児童コーナーは小学校高学年から中学生のための、大人に近いヤングアダルトといいますか、その図書を整備したいと考えております。

それから、書棚につきましては、工事と一体化した、壁にくくりつけの書棚をつくる予定でございます。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの子どもシアター、映像とか紙芝居とか人形劇とありましたけれども、大体このスペースで何人規模の面積が今確保されているのかということと、次に、子ども遊びスペースがございますけれども、読書するところで、映像を見るところでなぜ遊びスペースが必要なのか。どのくらいの面積を予定されているのか。読書する、紙芝居を見る、読み聞かせをされているときに遊びスペースが必要なのかということ。それは本来、この子どもシアターで人形劇等が行われていないときに広いスペースが空いているわけですね。それはどのように活用なさるお考えなんでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）まず、子どもシアターの人数ですが、これは子どもたちだけ、それから親子という場合にもかなり違うと思うんですが、やはり二、三十人が一応入れるようにしております。それから、今の子どもシアターの部分だけを隔離したような形でカーテンで仕切るような設備もしようというふうに考えております。それと、今の読み聞かせのコーナーと合致するということですが、できるだけ、シアターにつきましてはシアターと読み聞かせが合致しないような形でプログラムを組んでいきたいというふうに考えております。空いているときにはすべてオープンにしたいというふうに考えております。やはり遊びと読書というのは一体化したものではないかというふうに考えておりますので、子どもたちもいつもいつもずっとじっとしておるとは思えないので、少しそういうことも必要ではないかというふうに考えて設置しました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどの子どもシアターのスペースの件ですけれども、年間、先ほどの映像、人形劇、紙芝居、どれだけの稼働を考えて、年間どれだけの方に活用していただくという設定はどのようになされているのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）人数的には考えておりませんが、できるだけ多くの方に活用していただけるようにプログラムを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これは歳入からお尋ねしますが、12月議会との関連もあって、12月議会での資料を私は持ってきました。そのときに、額については調整中という説明があって、今の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金と。歳出については、事業の中身ですね、これがいまいちよくわからんのですよ。それで、この事業の中身はどうなっておるのか。私がこの中で見るのに、地方消費税、行政の問題であるとか、DV対策という、ドメスティックバイオレンスとか何とかいうような、そういうような表現がありましたが、あるいは自殺防止とか虐待対策、自立支援とかいう、こういうのがあるんですが、歳出については実際どうなっているのか、具体的に説明を求めたいというふうに思います。

それからもう一つ、図書館のこういう問題で、今までこういう事業をどうなさっていたのかということですよね。子どもシアターであるとか親子読書スペース、子ども遊び広場とか、2階の方には第1・第2情報室があったり、あるいは子育て支援室があったりしておるんですが、そこら辺を活用されておったのか、あるいは図書館の書籍の中でのそういうスペースの中でやっておられたのか、あるいは新たにこの事業が加わってできるのか、これをお尋ねいたします。

あわせて、さっきから見るのに、委託金というのが幾らかあるんですね、4万幾らかというの。ここにもうこれだけのことがあって、そこまで委託金は必要ないかなというように。ただし、コンピュータに関係する情報の処理で委託するという、町の職員でできないという場合が発生するかもわかりませんが、そこら辺なのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（細川）1点目の歳出の関係でございますけれども、議員お示ししていただきました12月議会の資料のうちの図書館整備ということで、知の地域づくりに該当して図書館整備を行うものでございます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）新たな事業というふうにお受け取りいただいているようですが、今までもこの事業につきましては特設会場等で行っております。学習情報室あるいは青

少年センターで行っておりますけれども、特設でやって、また終わったら片づけるというような形をとっております。

それから、委託料は何かということなのですが、バーコードにその書籍の情報を入力するための委託料でございます。ですから、どうしてもこれについては業者に委託しなきゃいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私は勘違いしておったというのか、今の住民生活に光をそそぐ交付金、これは新たな事業をやられるのかと思ったら、これは図書館に充てるわけですね。図書館のそういう、今言われる知の地域づくり。12月議会の説明の中にそれが全部網羅してあって、それを調整中とありましたけれども、そうすると、国からの支出金が、これは515万1,000円ということになります、これは前回の分も合わせて1,713万円ということに判断していいのかどうか。この差は今の……。どう判断するのか、わかりかねるので、説明を求めたいというように思います。

それから、図書館の要覧を、ずっと古いのを引っ張り出してみると、面積が違うんですね、ホールやら今のところ、事務所やら倉庫。どうもおかしいな、ここにあらわされておる159.12平米というの。ずっと見ると、やっぱり玄関もホールも事務所も倉庫も皆一緒にこの数字になっているというような気がするんですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目については私からご答弁いたします。議員がおっしゃいました、12月に出しましたものはきめ細かな交付金というものでございまして、今回の住民生活に光をそそぐ交付金とは別個なものでございます。これは別個なものの中で今、半分半分になっておりまして、その半分は第1次配分という形で各市町の規模に応じて来ております。残りにつきましては、事業内容によってつけるかどうかということで今、国が判断しておりますので、私どもとしては何とか2次配分にも本町のこの計画が当たるように努力しておりますが、これは国の判断を今待っておるところでございます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）では、面積についてお答えいたします。旧図書館部分、増築部分、青少年センター部分で、今、増築部分が、旧図書館部分が約559平米、増築部分が198平米、青少年センター部分が159.12平米というふうな形になっております。合計すると

917.2平米という延べ床面積になっております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ここの資料3のところに159.12平米というのがあるわけですね。調べてみると、青少年センターのホールが112.11平米、青少年センターの事務室13.80平米になって、合わせると125.91平米なんです。それで、ここにある159.12平米というのは33.21平米が不足するなというように考えていろいろ見ると、やっぱり玄関も倉庫も合わせて全部だなという判断をするんですが、それはどうなのかというて聞きよるんです。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）そのとおりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。まず、予算の説明の中で歳入の方、515万1,000円はいわゆる住民生活に光をそそぐ交付金で、財調から幾らか、689万1,000円出してくる。第2次的に確定したらというような話があったんですけども、その財調に財源をもとへ振り替えるというような可能性はどの辺まで持っているのか。全額国からの交付金が出てくるんだろうかというのと、それともう1点、先ほど議決しましたけれども、条例の廃止。4月1日という時限が切ってあるんですね、条例廃止の方は。そうすると、例えばこの議決が終わってから3月31日までの間、ここの利用はどのように考えたらいいいのでしょうか。2点お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては、何とかつけてほしいという思いがございますが、国次第でございますので、今のところ、どの程度でつくかは、県に聞いてもわかりかねております。ただ、もしつかなくても、これは必要な金額だと思っておりますから、その場合には一般財源からになると思いますが、財政の厳しい折、県にも何とか国へ強く働きかけてほしいというふうに要望しておりますので、さらに頑張りたいと思います。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）3月31日までの使用につきましては従来どおりでございます。以上です。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第３号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第３号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第３号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成23年第１回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前９時５３分 閉会